# 60歳以降エルダー組合員となる皆さんへ (JR東日本)

少なくとも、1ヵ月前に、箇所長に、組合費等の給与天引きを行う旨を伝え 「賃金控除依頼書」(3枚綴り) を請求する

出向中で、エルダー社員になる場合は
千葉支社総務部人事課へ直接連絡する。
ＮＴＴ　043-284-6810
ＪＲ　2034

「賃金控除依頼書」を記入し、前月25日までに箇所長に提出する（記入例は別紙）

「賃金控除依頼書」の二枚目（組合提出用）を地本にFAX、または郵送、もしくは、電話連絡を

「組合費控除依頼書」について、当月2日までに箇所長または地本から支社に提出する

本体エルダーになる場合は、
「組合費控除依頼書」を
分会から箇所長に提出する

関連会社に行く場合は、
「組合費控除依頼書」は
地本から支社に提出する

※ 労金の預金・返済等がある場合は、少なくとも1月以上前に労金の支店に相談を

# エルダー出向の場合

（勤務箇所長提出用）

東日本旅客鉄道株式会社御中

［記入例］この用紙は、JR支社人事課にある。
所長に申し出る出る。三枚つづり

## 賃金控除依頼書

『賃金控除に関する協定』に基づき、平成　　年　　月以降の賃金から、下記のとおり控除をお願いします。

JR退職月の翌月

記

(1)【 国鉄労働組合 東日本本部 】労働組合が行う総合共済掛金
※ 控除額は総合共済契約に基づく金額

(2)【 国鉄労働組合 東日本本部 】労働組合が行う各種共済掛金
※ 控除額は、JR東労組においてはセット共済、国労・JR東日本ユニオンにおいては生命共済等のその他共済等の契約に基づく金額

(3)【 国鉄労働組合 東日本本部 】労働組合の毎月の組合費
※ 控除額は組合規約に定める方式にて算出した金額

(4)【 国鉄労働組合 東日本本部 】労働組合が扱う労働金庫等金融機関への返済金等
※ 控除額は当該労働組合が提出したリストによる金額

↓退職月ではなく、記入した日

平成　　年　　月　　日

JRの社員番号に1をプラスする。
9のときは、0となるが、繰り上がらない。

6789677
↓

勤務箇所名　千葉支社　総務部人事課（○月より）
職　　名　エルダー社員
社員コード　6789678
氏　　名　国 労 太 郎　印

（注）・【　　】に該当する労働組合名を記入すること。
・不必要な項目については、【　　】内に抹線をすること。
・グリーンスタッフ等は、職名欄にその旨を記入すること。

※記載いただいた個人情報は、賃金控除以外の目的には使用いたしません。
なお、東日本旅客鉄道株式会社と関係労働組合は、『賃金控除に関する協定』に基づく社員の賃金控除における事務を行うため、その目的に限り、個人情報の保護に関する法律に定める共同利用を行います。共同利用する社員情報の項目は、① 社員の氏名　② 社員コード　③ 勤務箇所コード　④ 勤務箇所名　⑤ 社員の給与から控除される共済事業への掛金の金額　⑥ 労働組合費の金額　⑦ 労働金庫等金融機関への返済金等の金額　⑧ ⑤～⑦の金額についての控除結果　⑨ 控除した年月　⑩ 社員の生年月日となります。共同利用する個人情報の管理については、東日本旅客鉄道株式会社が責任を有します。

# 本体エルダーの場合

（勤務箇所長提出用）

東日本旅客鉄道株式会社御中

［記入例］この用紙は、JR支社人事課にある。
箇所長に申し出る。 三枚つづり

## 賃金控除依頼書

『賃金控除に関する協定』に基づき、平成　　年　　月以降の賃金から、下記のとおり控除をお願いします。

JR退職月の翌月

記

(1)【 国鉄労働組合 東日本本部 】労働組合が行う総合共済掛金
※ 控除額は総合共済契約に基づく金額

(2)【 国鉄労働組合 東日本本部 】労働組合が行う各種共済掛金
※ 控除額は、JR東労組においてはセット共済、国労・JR東日本ユニオンにおいては生命共済等のその他共済等の契約に基づく金額

(3)【 国鉄労働組合 東日本本部 】労働組合の毎月の組合費
※ 控除額は組合規約に定める方式にて算出した金額

(4)【 国鉄労働組合 東日本本部 】労働組合が扱う労働金庫等金融機関への返済金等
※ 控除額は当該労働組合が提出したリストによる金額

退職月ではなく、記入した日

平成　　年　　月 ↓ 日

JRの社員番号に1をプラスする。
9のときは、0となるが、繰り上がらない。

勤務箇所名　〇〇駅、運輸区、技術センターなど

職　　名　営業エルダー、運転士エルダー、施設エルダーなど

社員コード　6789678

6789677
↓
6789678

氏　　名　国 労 太 郎　印

印

（注）・【　　】に該当する労働組合名を記入すること。
・不必要な項目については、【　　】内に抹線をすること。
・グリーンスタッフ等は、職名欄にその旨を記入すること。

※記載いただいた個人情報は、賃金控除以外の目的には使用いたしません。
なお、東日本旅客鉄道株式会社と関係労働組合は、『賃金控除に関する協定』に基づく社員の賃金控除における事務を行うため、その目的に限り、個人情報の保護に関する法律に定める共同利用を行います。共同利用する社員情報の項目は、① 社員の氏名 ② 社員コード ③ 勤務箇所コード ④ 勤務箇所名 ⑤ 社員の給与から控除される共済事業への掛金の金額 ⑥ 労働組合費の金額 ⑦ 労働金庫等金融機関への返済金等の金額 ⑧ ⑤～⑦の金額についての控除結果 ⑨ 控除した年月 ⑩ 社員の生年月日となります。共同利用する個人情報の管理については、東日本旅客鉄道株式会社が責任を有します。